佐賀県告示第百八十九号

ょ 森林法 り保安林の指定を解除するため、 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条 次の保安林を解除予定保安林とする。 の二第二項 の規定に

平成二十二年五月十四日

佐賀県知事 古 川 康

→ 解除予定に係る保安林の所在場所

二九、 六八 嬉野市嬉野 0, 0, 0, 甲二七六八の三〇、 甲二七六八の二四から甲二七六八 町大字下宿字 甲二七六八の三二、 一本松甲二七六六、甲二七六八の 甲二七六八の五九 の二七まで、 甲二七六八の 九、 甲二七

□ 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

公園用地とするため

| 一| 解除予定に係る保安林の所在場所

二九、 六八 嬉野市嬉野町大字下宿字 0,000 甲二七六八の三〇、甲二七六八の三二、 甲二七六八の二四から甲二七六八 一本松甲二七六六、甲二七六八の 甲二七六八の五 の二七まで、 甲二七六八の 九 九、 甲二七

□ 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

公園用地とするため